

株式交換に係る事前開示書面
(会社法 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2021 年 5 月 11 日

東急株式会社

2021 年 5 月 11 日

株式交換に係る事前開示事項

東京都渋谷区南平台町 5 番 6 号
東急株式会社
取締役社長 高橋 和夫

当社と株式会社ながの東急百貨店（以下「ながの東急百貨店」といいます。）は、それぞれ、2021 年 3 月 16 日付の取締役会決議により、当社を株式交換完全親会社とし、ながの東急百貨店を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決定し、同日、当社はながの東急百貨店と株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。また、当社と当社の完全子会社である株式会社東急百貨店（以下「東急百貨店」といいます。）は、それぞれ、2021 年 3 月 16 日付の取締役会決議により、本株式交換に先立ち、東急百貨店が所有するながの東急百貨店の株式の全部を当社が取得（以下「本株式取得」といいます。）を総称して、以下「本件取引」といいます。）することを決定し、同日、当社と東急百貨店の間で株式譲渡契約を締結しております。

本株式交換に関する会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める当社の事前開示事項は下記のとおりです。

記

1. 本株式交換契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）

別紙 1 のとおりです。

2. 会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 1 号）

別紙 2 のとおりです。

3. 会社法第 768 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 2 号）

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 193 条第 3 号）

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 3 のとおりです。

（2）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（3）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

ながの東急百貨店は、2021 年 3 月 16 日付の取締役会において、当社との間で本株式交

換契約を締結することを決議し、同日付で株式交換契約を締結しました。本株式交換契約の概要は、上記1.「本株式交換契約の内容」に記載のとおりです。

5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第193条第4号）

当社は、2021年3月16日付の取締役会において、ながの東急百貨店との間で本株式交換契約を締結することを決議し、同日付で株式交換契約を締結しました。本株式交換契約の概要は、上記1.「本株式交換契約の内容」に記載のとおりです。

6. 株式交換が効力を生ずる日以降における当社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第193条第5号）

会社法799条第1項の規定により、本株式交換について異議を述べることができる債権者はいないため、該当事項はございません。

以上

別紙 1 本株式交換契約の内容

次頁以降をご参照ください。

株式交換契約書

東急株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社ながの東急百貨店（以下「乙」という。）は、2021年3月16日（以下「本締結日」という。）付で、次のとおり合意し、株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、乙の発行済株式（但し、甲が所有する乙の株式を除く。）の全部を取得する。

第2条 （株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

商号：東急株式会社

住所：東京都渋谷区南平台町5番6号

(2) 乙（株式交換完全子会社）

商号：株式会社ながの東急百貨店

住所：長野県長野市南千歳一丁目1番地1

第3条 （本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式（但し、甲が所有する乙の株式を除く。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（但し、第8条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除く。以下本条において同じ。）に対し、その所有する乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式の数の合計に1.14を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の株主に対して、その所有する乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式1.14の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項の規定に従い甲が乙の株主に対し割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第234条その他の関連法令の規定に従い処理する。

第4条 （甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い、甲が別途適当に定める金額とする。

第5条 （効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2021年6月1日とする。但し、本株式交換の手続の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第6条 （株式交換承認手続）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定に基づき、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく本株式交換を行う。但し、会社法第796条第3項の規定に基づき甲の株主総会の決議による本契約の承認が必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに、株主総会において本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を行う。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、会社法第783条第1項に定める株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を行う。

第7条 （会社財産の管理等）

1. 甲及び乙は、自ら又はその子会社をして、本締結日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行うものとし、その財産若しくは権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為又は本株式交換の実行若しくは本株式交換の条件に重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合には、事前に相手方と協議し合意の上、これを行うものとする。
2. 乙は、本締結日から効力発生日までの間、剰余金の配当を行わない。

第8条 （自己株式の消却）

乙は、効力発生日の前日までに開催される乙の取締役会の決議により、基準時において乙が保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部を基準時において消却する。

第9条 （本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

1. 甲及び乙は、本締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生した場合等、本契約の目的の達成

が困難となった場合には、甲乙協議の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

2. 甲及び乙は、本締結日から効力発生日までの間に、相手方が本契約の条項に違反した場合には、相当の期間を定めて相手方に履行を催告の上、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。

第10条 （本契約の効力）

本契約は、以下の各号のいずれかの場合には、その効力を失う。

- (1) 第6条第1項但し書きの規定に基づき甲の株主総会の決議による承認が必要となった場合において、効力発生日の前日までに、甲の株主総会において本契約又は本株式交換に必要な事項に関する承認が得られなかった場合
- (2) 効力発生日の前日までに、第6条第2項に定める乙の株主総会において、本契約又は本株式交換に必要な事項に関する承認が得られなかった場合
- (3) 本株式交換について、法令に基づき、効力発生日までに必要な関係官庁等からの許可、承認等の取得、又は関係官庁等に対する届出手続が完了しない場合
- (4) 前条の規定に従い本契約が解除された場合

第11条 （準拠法）

本契約ならびに本契約に基づき又はこれに関連して生じる本契約当事者の一切の権利及び義務は、日本国の法律に準拠し、それに従い解釈される。

第12条 （管轄裁判所）

本契約ならびに本契約に基づき又はこれに関連して生じる本契約当事者の一切の権利及び義務に関する訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条 （協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲乙誠実に協議の上、これを定めるものとし、本契約の内容について解釈上の疑義が生じた場合又は変更の必要が生じた場合は、甲乙誠実に協議の上、必要な措置を決定するものとする。

(以下余白)

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2021年3月16日

甲： 東京都渋谷区南平台町 5 番 6 号
東急株式会社
取締役社長 高橋 和夫



本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2021年3月16日

乙： 長野県長野市南千歳一丁目1番地1
株式会社ながの東急百貨店
取締役社長 平石 直哉



別紙2 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めに関する事項

当社は、本株式交換に際して、会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めに関する事項について、次のように判断しております。

1. 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	ながの東急百貨店 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当比率	1	1.14
本株式交換により交付する 株式数	当社の普通株式：467,500株（予定）	

(注1) 本株式交換に係る割当比率

当社は、ながの東急百貨店の普通株式（以下「ながの東急百貨店株式」といいます。）1株に対して、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）1.14株を割当交付いたします。ただし、基準時（以下に定義します。）において当社が所有するながの東急百貨店株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記表に記載の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、当社及びながの東急百貨店が協議した上で、合意により変更されることがあります。

(注2) 本株式交換により交付する当社株式数

当社は、本株式交換に際して、当社がながの東急百貨店の発行済株式の全部（ただし、当社が所有するながの東急百貨店株式を除きます。）を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）のながの東急百貨店の株主の皆様（ただし、下記の自己株式の消却が行われた後の株主をいうものとし、当社を除きます。）に対して、その所有するながの東急百貨店株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の当社株式を割当交付する予定ですが、交付する当社株式は、当社が所有する自己株式467,500株を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。

なお、ながの東急百貨店は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、2021年4月21日開催の定時株主総会において本株式交換契約が承認され、本株式交換契約が解除されておらず、かつ、本株式交換契約の効力を失わせる事由が生じていないことを条件として、基準時の直前の時点において所有している自己株式（本株式交換に際して会社法第785条第1項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによってながの東急百貨店が取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時の直前の時点をもって消却する予定です。本株式交換により割当交付される当社株式の総数については、ながの東急百貨店による自己株式の取得・消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換により、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を所有することとなるながの東急百貨店の株主の皆様におかれましては、当社株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場においては単元未満株式を売却することはできません。

(i) 単元未満株式の買増制度（1単元（100株）への買増し）

会社法第194条第1項及び当社の定款の規定に基づき、当社の単元未満株式を所有する株主の皆様が、当社に対し、自己の所有する単元未満株式とあわせて1単元（100株）となる数の当社株式を売り渡すことを請求し、これを買増しすることができる制度です。

(ii) 単元未満株式の買取制度（1単元（100株）未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を所有する株主の皆様が、当社に対し、自己の所有する単元未満株式の買取りを請求することができる

制度です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、当社株式1株に満たない端数の割当交付を受けることとなるながの東急百貨店の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数の当社株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて交付いたします。

2. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

当社及びながの東急百貨店は、本株式交換を含む資本政策に関して、2020年12月初旬から協議を行っていましたが、それを踏まえて、2020年12月21日に当社からながの東急百貨店に対して本株式交換について申し入れ、両社の間で真摯に協議・交渉を重ねた結果、本件取引の実行により、当社がながの東急百貨店の直接の完全親会社となり、柔軟かつ迅速な意思決定体制を構築した上でながの東急百貨店の事業構造改革を推進していくことが望ましいと判断するに至りました。なお、ながの東急百貨店は2020年12月2日に、前年比減収減益となる内容の2021年1月期通期の連結業績予想を開示しておりますが、当該開示は、当該時点において新型コロナウイルス感染症の影響をある程度見通すことができるようになったために、新型コロナウイルス感染症の影響を適切に織り込んだ内容として、ながの東急百貨店の取締役会の審議を経て決議した上で開示したものであり、当該開示の内容及び時期は本株式交換の検討とは関係のないものです。また、ながの東急百貨店は、当社及びながの東急百貨店との間で利害関係を有しない独立した委員から構成される特別委員会（詳細については、下記(4)「公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」の③「ながの東急百貨店における利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおりです。）からも、上記のようなながの東急百貨店の説明に何ら不自然な点は認められないこと等に鑑みると、当該開示が意図的にながの東急百貨店の株価を異常値とすることを目的に行われたとは考え難い旨の意見を入手しています。

当社及びながの東急百貨店は、上記1.「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率その他本株式交換の公正性・妥当性を確保するため、それぞれ個別に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社は、野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、ながの東急百貨店は、SMB C日興証券株式会社（以下「SMB C日興証券」といいます。）を、それぞれの第三者算定機関として選定し、また、当社はアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。）を、ながの東急百貨店は中村・角田・松本法律事務所を、それぞれリーガル・アドバイザーとして選定いたしました。

両社は、それぞれ、当該第三者算定機関に対し、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定を依頼し、当該第三者算定機関による算定結果、リーガル・アドバイザーからの助言を参考に、かつ相手方に対して実施したデューディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社の間で、株式交換比率について複数回にわたり慎重に協議・交渉を重ねてまいりました。当社においては、下記(4)「公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」に記載のとおり、第三者算定機関である野村證券から取得した株式交換比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの助言及び当社がながの東急百貨店に対して実施したデューディリジェンスの結果等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

ながの東急百貨店においては、下記(4)「公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」に記載のとおり、第三者算定機関であるSMB C日興証券から取得した株式交換比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーである中村・角田・松本法律事務所からの助言、ながの東急百貨店が当社に対して実施したデューディリジェンスの結

果、並びに当社及びながの東急百貨店との間で利害関係を有しない独立した委員から構成される特別委員会（詳細については、下記（４）「公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」の③「ながの東急百貨店における利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおりです。）から受領した答申書等を踏まえ、慎重に協議・検討いたしました。その結果、ながの東急百貨店は、本株式交換比率は妥当であり、ながの東急百貨店の株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

このように、両社は、本株式交換比率は当社及びながの東急百貨店のそれぞれの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、それぞれ 2021 年 3 月 16 日付取締役会決議により、本株式交換比率により本株式交換を行うことを決定しました。

なお、本株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、当社及びながの東急百貨店が協議した上で、合意により変更されることがあります。

（２）算定に関する事項

①算定機関の名称及び両社との関係

当社の第三者算定機関である野村證券及びながの東急百貨店の第三者算定機関である S M B C 日興証券は、いずれも、当社及びながの東急百貨店から独立した算定機関であり、当社及びながの東急百貨店の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

②算定の概要

野村證券は、当社については、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法を採用して算定を行いました。

市場株価平均法においては、株式市場の状況等の諸事情を勘案し、算定基準日である 2021 年 3 月 15 日を基準日として、当社株式の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部における基準日の終値、2021 年 3 月 9 日から基準日までの直近 5 営業日の終値単純平均値、2021 年 2 月 16 日から基準日までの直近 1 ヶ月間の終値単純平均値、2020 年 12 月 16 日から基準日までの直近 3 ヶ月間の終値単純平均値及び 2020 年 9 月 16 日から基準日までの直近 6 ヶ月間の終値単純平均値を採用いたしました。

ながの東急百貨店については、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法を、また、ながの東急百貨店には比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）を、それぞれ採用して算定を行いました。

市場株価平均法においては、株式市場の状況等の諸事情を勘案し、算定基準日である 2021 年 3 月 15 日を基準日として、ながの東急百貨店株式の東京証券取引所 JASDAQ スタンダード市場における基準日の終値、2021 年 3 月 9 日から基準日までの直近 5 営業日の終値単純平均値、2021 年 2 月 16 日から基準日までの直近 1 ヶ月間の終値単純平均値、2020 年 12 月 16 日から基準日までの直近 3 ヶ月間の終値単純平均値及び 2020 年 9 月 16 日から基準日までの直近 6 ヶ月間の終値単純平均値を採用いたしました。

DCF 法では、ながの東急百貨店について、同社が作成した 2022 年 1 月期から 2026 年 1 月期の財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定いたしました。なお、算定の前提とした利益計画には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2021 年 1 月期は新型コロナウイルス感染症拡大により大幅な減益を余儀なくされるものの、2022 年 1 月期からは最悪期を脱し、回復に転じると見込んでいることから、2022 年 1 月期においては、営業利益 38 百万円と前年比で大幅な増益となることを見込んでおります。また 2023 年 1 月期においては、主に改装工事及び売場の賃貸化による売場面積の縮小により営業利益 3 百万円と前年比で大幅な減益となることを見込んでおります。さらに 2024 年 1 月期においては、主に人件費及び販売費の削減により営業利益 267 百万円と前年比で大幅な増益となることを見込んでおります。なお、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

上記の各評価方法による当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.86～1.01
類似会社比較法	0.34～0.94
D C F 法	0.14～1.19

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、公開情報及び野村證券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。当社、ながの東急百貨店及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。ながの東急百貨店の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、ながの東急百貨店の経営陣により現時点で得られる最善かつ誠実な予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。野村證券の算定は、2021年3月15日までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、野村證券の算定は、当社の業務執行を決定する機関が株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

他方、S M B C日興証券は、当社については、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を用いて算定を行いました。

市場株価法においては2021年3月15日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の終値の単純平均値を採用しております。

ながの東急百貨店については、同社が金融商品取引所に上場しており市場株価が存在することから、市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためにD C F法を採用して算定を行いました。

市場株価法においては2021年3月15日を算定基準日として、東京証券取引所 JASDAQ スタンダード市場における1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の終値の単純平均値を採用しております。

D C F法では、ながの東急百貨店について、同社が作成した2022年1月期から2026年1月期までの財務予測に基づく将来キャッシュ・フロー等を、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。なお、算定の前提とした利益計画には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2021年1月期は新型コロナウイルス感染症拡大により大幅な減益を余儀なくされるものの、2022年1月期からは最悪期を脱し、回復に転じると見込んでいることから、2022年1月期においては、営業利益38百万円と前年比で大幅な増益となることを見込んでおります。また2023年1月期においては、主に改装工事及び売場の賃貸化による売場面積の縮小により営業利益3百万円と前年比で大幅な減益となることを見込んでおります。さらに2024年1月期においては、主に人件費及び販売費の削減により営業利益267百万円と前年比で大幅な増益となることを見込んでおります。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。D C F法における継続価値の算定については永久成長法を採用し、算出しております。具体的には割引率は4.62%～5.11%を使用しており、永久成長率は-0.25%～0.25%として算出しております。

なお、各評価方法によるながの東急百貨店の普通株式1株に対する当社の普通株式の割当株数の算定レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.90～1.01
D C F 法	0.36～1.47

SMB C日興証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま使用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであり、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でSMB C日興証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社及びその子会社・関連会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自の評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。また、かかる算定において参照したながの東急百貨店の財務予測については、ながの東急百貨店の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としていること、並びにかかる算定は2021年3月15日現在までの情報と経済情勢を反映したものであります。また、SMB C日興証券による株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

（3）上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日である2021年6月1日（予定）をもって、ながの東急百貨店は当社の完全子会社となることから、ながの東急百貨店株式は、東京証券取引所JASDAQスタンダード市場の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て、2021年5月28日に上場廃止（最終売買日は2021年5月27日）となる予定です。上場廃止後は、ながの東急百貨店株式を東京証券取引所JASDAQスタンダード市場において取引することはできなくなります。ながの東急百貨店株式が上場廃止になった後も、本株式交換の対価として交付される当社株式は、東京証券取引所市場第一部に上場されており、本株式交換の効力発生日以降も東京証券取引所市場第一部において取引が可能であることから、基準時においてながの東急百貨店株式を88株以上所有し、本株式交換により当社の単元株式数である100株以上の当社株式の割当てを受ける株主の皆様は、その所有するながの東急百貨店株式の数に応じて一部単元株式数に満たない当社株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1単元以上の当社株式については引き続き東京証券取引所市場第一部において取引が可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。

ただし、基準時において88株未満のながの東急百貨店株式を所有する株主の皆様には、単元株式数に満たない当社株式が割り当てられます。単元未満株式については、東京証券取引所市場第一部において売却することはできませんが、株主の皆様のご希望により、当社の単元未満株式の買増制度又は単元未満株式の買取制度をご利用いただくことが可能です。これらの取扱いの詳細については、上記1.「本株式交換に係る割当ての内容」の（注3）「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。

また、本株式交換に伴い、1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記1.「本株式交換に係る割当ての内容」の（注4）「1株に満たない端数の処理」をご参照ください。

なお、ながの東急百貨店の株主の皆様は、最終売買日である2021年5月27日（予定）までは、東京証券取引所市場JASDAQスタンダード市場において、その所有するながの東急百貨店株式を従来どおり取引することができるほか、基準時まで会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

（4）公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）

当社及びながの東急百貨店は、当社の完全子会社である東急百貨店が、2021年3月16日現在、ながの東急百貨店株式538,131株（2020年1月31日現在の発行済株式総数964,521株に占める割合（以下「所有割合」といいます。）にして55.79%（議決権比率57.03%。所有割合及び議決権比率の計算においては小数点以下第三位を四捨五入しております。）を所有しており、ながの東急百貨店は当社の連結子会社に該当することから、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含みます。）を実施しております。

① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当社は野村證券を、ながの東急百貨店はSMB C日興証券を第三者算定機関として選定し、それぞれ株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。なお、野村證券に対する報酬には、本件取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれております。また、SMB C日興証券に対する報酬には、本件取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれております。算定書の概要については、上記（２）「算定に関する事項」をご参照ください。

なお、当社及びながの東急百貨店は、いずれも、各第三者算定機関から本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

② 独立した法律事務所からの助言

当社は、リーガル・アドバイザーとして、アンダーソン・毛利・友常法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続き及び当社の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、当社及びながの東急百貨店から独立しており、当社及びながの東急百貨店との間に重要な利害関係を有しておりません。

一方、ながの東急百貨店は、リーガル・アドバイザーとして、中村・角田・松本法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続き及びながの東急百貨店の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。なお、中村・角田・松本法律事務所は、当社及びながの東急百貨店から独立しており、当社及びながの東急百貨店との間に重要な利害関係を有しておりません。

③ ながの東急百貨店における利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得

(i) 設置の経緯

ながの東急百貨店は2020年12月21日に当社から本株式交換の提案を受けた後、直ちに、当社及びながの東急百貨店から独立した立場で、ながの東急百貨店の企業価値の向上及びながの東急百貨店の少数株主（ながの東急百貨店の株主のうち当社及びその子会社（東急百貨店を含む。）以外の者をいいます。以下同じです。）の利益の確保の観点から本株式交換に係る検討・交渉等を行う体制の構築を開始し、東京証券取引所への届出に基づき独立役員として指定されており当社及び東急百貨店との間で利害関係がなく、ながの東急百貨店の社外取締役監査等委員としてながの東急百貨店の事業内容や経営課題等について相当程度の知見がある者として、本株式交換の検討を行う適格性を有すると判断される鷲澤幸一氏（炭平コーポレーション株式会社代表取締役社長、ながの東急百貨店社外取締役監査等委員）、当社及び東急百貨店との間で利害関係がなく、M&A業務に携わる弁護士として本株式交換の検討を行う専門性・適格性を有すると判断される後藤高志氏（弁護士、潮見坂綜合法律事務所）、並びに、当社及び東急百貨店との間で利害関係がなく、M&Aアドバイザー業務に携わる公認会計士として本株式交換の検討を行う専門性・適格性を有すると判断される寺田芳彦氏（公認会計士、トラスティーズ・アドバイザー株式会社）の3名を特別委員会の委員の候補として選定いたしました。なお、委員の候補の選定に当たっては、東京証券取引所への届出に基づき独立役員として指定されており当社及び東急百貨店との間で利害関係がない、ながの東急百貨店の社外取締役監査等委員である北村正博氏の確認を経るとともに、中村・角田・松本法律事務所から特別委員会の委員に求められる独立性・適格性に関する助言を得ております。

その上で、ながの東急百貨店は、2021年1月7日開催のながの東急百貨店の取締役会によって、上記の3名から構成される特別委員会を設置するとともに、特別委員会に対し、(A)本件取引がながの東急百貨店の企業価値の向上に資するか、(B)ながの東急百貨店における本件取引についての決定（具体的には、本株式交換に係る株式交換契約の締結）がながの東急百貨店の少数株主にとって不利益なものでないか（その際は、少数株主の利益を図る観点から、本件取引の条件（本株式交換に係る株式交換比率を含む。）の妥当性及び交渉過程等の手続の公正性についての検討を踏まえるものとする。）について、意見を述べ

ること（以下「本諮問事項」といいます。）を諮問しました。また、ながの東急百貨店の取締役会は、①ながの東急百貨店の取締役会における本株式交換に関する意思決定については特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うこと、及び②特別委員会が株式交換比率その他の本株式交換の条件が妥当でないと判断した場合には、ながの東急百貨店の取締役会は本株式交換契約を締結しないものとすることを決議するとともに、③本件取引に係る交渉はながの東急百貨店の取締役会が行うものの、ながの東急百貨店の取締役会は、特別委員会に適時に交渉状況の報告を行い、重要な局面で意見を聴取し、特別委員会からの指示や要請を勘案して交渉を行うなど、特別委員会が取引条件に関する交渉過程に実質的に影響を与え得る状況を確認すること、及び④特別委員会は、本株式交換に係るながの東急百貨店に係るアドバイザーを利用することができるほか、必要に応じて、特別委員会独自のアドバイザーへの委託をすることができるものとする（その場合の当該委託に係る合理的な費用は、ながの東急百貨店が負担するものとされております。）を決議しております。

なお、特別委員会の各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず、時間報酬又は固定報酬を支払うものとされております。

（ii）検討の経緯

特別委員会は、2021年1月7日より同年3月15日までの間に合計10回、合計11時間にわたって開催されたほか、各会日間においても電子メールを通じて報告・情報共有、審議及び意思決定を行う等して、本諮問事項について、慎重に協議及び検討を行いました。

具体的には、特別委員会は、まず、各委員の独立性について相互に確認を行った上で、ながの東急百貨店のリーガル・アドバイザーである中村・角田・松本法律事務所、及びながの東急百貨店のファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関であるSMBC日興証券についてその独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、その選任を承認しました。また、特別委員会は、中村・角田・松本法律事務所からの法的助言を受けつつ、ながの東急百貨店が社内に構築した本株式交換の検討体制（本株式交換に係る検討、交渉及び判断に関与するながの東急百貨店の役職員の範囲及びその職務を含みます。）に独立性の観点から問題がないことを確認しております。

その上で、ながの東急百貨店の執行陣から、事業内容、現在の経営環境、経営環境を踏まえた経営課題・施策、株式交換比率の算定の前提となるながの東急百貨店の事業計画（以下「本事業計画」といいます。）の作成手続・内容、本件取引のメリット・デメリット、本件取引の代替手段、本件取引の検討体制、東京共同会計事務所が実施した当社に対する財務・税務デューディリジェンスの結果等について説明を受けるとともに質疑応答を行い、本事業計画の合理性を確認しました。また、特別委員会は、当社から、ながの東急百貨店との現在の関係、現在のながの東急百貨店の経営課題に関する認識、本件取引のメリット・デメリット、本件取引の検討経緯、本件取引のスキーム、本件取引実行後の経営方針、及び本事業計画の作成への関与の有無等について説明を受けるとともに、質疑応答を行いました。

さらに、特別委員会は、中村・角田・松本法律事務所から、本件取引のプロセス・スキーム・スケジュール、本件取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本件取引に関する意思決定にあたっての留意点に関する法的助言の内容、本件取引の検討過程において公正性を担保するために取られた措置、当社に対して実施した法務デューディリジェンスの結果等について説明を受けるとともに、質疑応答を行いました。また、特別委員会は、SMBC日興証券から、本件取引のプロセス・スキーム・スケジュールの説明を受け、質疑応答を行うとともに、算定資料の開示を受け、算定方法の選択理由、各算定方法における算定過程（本事業計画の内容及び算定の前提条件等を含む。）、算定結果の分析、近時の類似事例におけるプレミアム水準、直近株価に関する分析等について説明を受け、質疑応答を行いました。

また、特別委員会は、当社からの株式交換比率の提案の内容等の交渉経緯についても、SMBC日興証券から適時に報告を受け、重要な局面においては、交渉の際に提案すべき具体的な株式交換比率を含む交渉方針について意見を述べ、又は指示や要請を行うなどし

て、当社との間の株式交換比率等の条件の交渉に実質的に関与しました。

(iii) 答申の概要

(A) 本件取引がながの東急百貨店の企業価値の向上に資するか

ながの東急百貨店は、長野駅前において 55 年間に渡り地元唯一の百貨店として地域に密着した営業を継続している。その背景には、駅前立地及び大規模駐車場の併設といった利便性の高さ、「東急ブランド」への信頼、百貨店ならではの「目利き力」、「編集力」、「販売力」とこれを支える人材・ノウハウといった強みがあり、これらを礎として「地元になくはない存在」となっている。

現在の親会社である当社グループとの関係について見ると、企業価値の源泉である「東急ブランド」を構成する「東急・TOKYU」の名称（商標・商号・屋号など）の使用許諾を始めとする様々な便益を受けると共に、人材交流等を通じて、当社グループとの連携を強化している。

近時の経営環境について見ると、百貨店業界全体が長期縮小トレンドにあることは論を俟たず、地方百貨店では人口減少による市場の縮小や郊外型大型 SC 等の出店による競争激化等も相俟って縮小傾向は顕著である。直近でも 2019 年の消費税増税による影響の長期化、インターネットや SNS 等の利用拡大に伴う消費者意識や価値観、消費行動の大きな変化等によって、従来の店舗中心型ビジネスは厳しい競争環境に置かれており、新型コロナウイルス感染症の拡大がこれに追い打ちをかける状況となっている。ながの東急百貨店もその例外ではなく、長野県における人口減少傾向、近隣における競合施設との競争激化、大規模な台風災害の発生、新型コロナウイルス感染症等の影響も受けている。

このような経営環境下にあつて 2021 年 1 月期を最終年度とする中期経営計画は未達となった。

中長期の将来に目を転じて、上述のダウントrendは継続し、更なる競争激化が見込まれる一方で新型コロナウイルス感染症の影響度合いが不透明であるため、ながの東急百貨店の中長期における将来の見通しは決して明るいとは言えない状況にある。

このような経営環境等を踏まえてながの東急百貨店は、避けがたい減収トレンドにあつても一定の利益を確保可能な収益構造に転換することが喫緊の経営課題であると認識している。

ながの東急百貨店及び当社は、ながの東急百貨店を取り巻く事業環境及び経営課題についての共通認識をもとに、本件取引実行後におけるながの東急百貨店の事業運営について、具体的な施策の実行による定性的なシナジー効果について具体的に検討している。

これらの各施策は、ながの東急百貨店の経営課題を的確に捉えており、避けがたい減収トレンドにあつても一定の利益を確保可能な収益構造に転換するというながの東急百貨店の中期方針とも整合的である。また、ながの東急百貨店と当社グループの関係、当社グループの業務内容・実績等を踏まえると、その実現可能性を否定するに足る事情もない。

これらを踏まえると、本件取引を実行することにより、当社グループとのグループシナジーの更なる創出、短期的な株式市場からの評価にとらわれない機動的な意思決定が可能となることによる経営の柔軟性向上、グループ上場解消に伴う経費削減による経営効率の向上等の様々なメリットから、ながの東急百貨店の企業価値の長期的な向上に加え、当社グループの企業価値の向上にも資するとのながの東急百貨店の判断内容は、合理的なものとして首肯し得るところである。

他方で、本件取引に関して想定し得るデメリットについても、現実に相応の具体的な検討がなされており、その検討内容に特段不合理な点は認められないところ、その検討結果によれば、少なくとも前述したメリットを明らかに上回るデメリットが本件取引によって生じるとは認められない。また、ながの東急百貨店の企業価値向上の観点において、本件取引に優る有効な代替手段が存在すると認めるに足る事情も見当たらない。

以上の次第であるから、本件取引はながの東急百貨店の企業価値の向上に資するものと思料する。

(B) ながの東急百貨店における本件取引についての決定（具体的には、本株式交換に係

る株式交換契約の締結)がながの東急百貨店の少数株主にとって不利益なものでないか

i. 交渉過程等の手続の公正性

本件取引では、当委員会の設置(当委員会の実効性を高める実務上の工夫の実施を含む。)、独立した外部専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、リーガル・アドバイザー)の早期登用並びに専門的助言及び株式交換比率に関する算定書の取得、本件取引の検討・交渉・決議における利害関係者の排除、少数株主への情報提供の充実を通じたプロセスの透明性の向上といった各種の公正性担保措置が履践されている。

本件取引の具体的状況に照らすと、当該公正性担保措置の内容は、(i)取引条件の形成過程における独立当事者間取引と同視し得る状況の確保及び(ii)少数株主による十分な情報に基づく適切な判断の機会の確保といういずれの視点からしても、必要十分な内容・組合せであり、かつ、現実にも実効性をもって運用されたと料する。

よって、本件取引においては、公正な手続を通じてながの東急百貨店の少数株主の利益への十分な配慮がなされていると認められる。

ii. 本件取引の条件の妥当性

本件取引では、(i)本株式交換比率が形成される過程において、当委員会の設置及び関与を含む公正性担保措置の履践を通じて独立当事者間取引と同視し得る状況が確保されており、現に当事者間で真摯な交渉を経て合意されたこと、(ii)株式交換比率に関する算定書は、我が国において多数の実績を有する大手事業者であって、ながの東急百貨店、当社及び東急百貨店から独立した第三者機関により作成されており、かつ、算定基礎となる財務予測や前提条件等に不合理な点は見受けられず、その算定方法及び算定結果は合理的なものと認められるところ、本株式交換比率は市場株価法のレンジ上限値とDCF法のレンジ中央値を超える水準となっていること、(iii)同種案件と比較して遜色のないプレミアム水準が確保されていると評価できることを総合的に考慮すれば、ながの東急百貨店の少数株主は、本件取引において本株式交換比率に基づく当社株式の交付を受けることにより、「本件取引を行わなくても実現可能な価値」のみならず「想定される本件取引による企業価値増加効果」も相当程度享受することを推認させる。

また、スキームその他の取引条件についてみても、本件取引の方法及び対価は、ながの東急百貨店の少数株主にとって不利益ではないため、妥当性が認められる。

よって、本件取引の条件には妥当性が認められる。

以上のとおり、本件取引においては、(i)公正な手続を通じてながの東急百貨店の少数株主の利益への十分な配慮がなされていると認められ、かつ、(ii)本件取引の条件には妥当性が認められるから、ながの東急百貨店の取締役会における本件取引についての決定が、ながの東急百貨店の少数株主にとって不利益なものではないと料する。

④ ながの東急百貨店における利害関係を有する取締役を除く取締役全員(監査等委員を含む)の承認

本株式交換に関する議案を決議した2021年3月16日開催のながの東急百貨店の取締役会においては、ながの東急百貨店の取締役10名のうち、大石次則取締役、雨宮主取締役及び山川貴史取締役は、東急百貨店(山川貴史取締役については当社を含みます。)の役職員を兼務しているため、利益相反を回避する観点から、大石次則取締役、雨宮主取締役及び山川貴史取締役を除く7名の取締役において審議の上、その全員一致により上記の決議を行っております。なお、大石次則取締役、雨宮主取締役及び山川貴史取締役は、上記取締役会における本株式交換に関する審議には参加しておらず、ながの東急百貨店の立場において本株式交換に係る協議及び交渉に参加しておりません。

なお、2021年3月16日開催のながの東急百貨店の取締役会の決議に加わった7名の取締役のうち、平石直哉取締役社長、小泉忠行取締役及び窪田俊治取締役監査等委員(以下「対象取締役」といいます。)については、東急百貨店の業務の執行や経営への関与はないものの、東急百貨店における従業員としての籍を保有していることに鑑み、利益相反の可能性を排除する観点から、ながの東急百貨店は、東急百貨店より、①対象取締役は、東急百貨店の業務の執行や経営への関与はなく、東急百貨店における任務はないこと、②本株式交換に関して、東急百貨店と対象取締役との間で本株式交換に関する連絡・情報交換を行わないこと

等を確認する確認書を、2020年12月24日付で取得しております。これを受けて、ながの東急百貨店は、対象取締役が本株式交換についてながの東急百貨店の立場で審議・決議に参加することに支障はないと判断しておりますが、利益相反の可能性を可能な限り排除する観点から、念のため、上記取締役会においては、(i) 対象取締役を除く4名の取締役で審議し、全員の賛成により決議を行った上で、(ii) 取締役会の定足数の確保の観点も踏まえ、対象取締役を加えた7名の取締役において改めて審議し、全員の賛成により決議を行うという二段階の手続を経ております。

また、2021年3月16日開催のながの東急百貨店の取締役会の決議に加わった7名の取締役のうち小林基司取締役については、2017年3月1日より、ながの東急百貨店の役職員の地位を保有したまま、当社に兼務出向をしておりましたが、2018年3月1日以降は当社における業務に直接的には従事していないため、ながの東急百貨店は、同氏については本株式交換に関する利益相反はなく、本株式交換についてながの東急百貨店の立場で審議・決議に参加することに支障はないと判断しております。もっとも、ながの東急百貨店としては、利益相反の有無をより明確にすることが本株式交換の手続の公正性の観点からは望ましいと考え、2021年2月1日付で小林基司取締役の当社への兼務出向を解消しております。またながの東急百貨店は、兼務出向の解消に当たり、当社と小林基司取締役との間で本株式交換に関する連絡・情報交換が行われていないことを確認しております。

3. 本株式交換の対価として当社株式を選択した理由

当社及びながの東急百貨店は、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社である当社株式を選択しました。当社株式は東京証券取引所市場第一部に上場されており、本株式交換の効力発生日以降も同市場において取引機会が確保されていること、また、ながの東急百貨店株主の皆様が本株式交換に伴うシナジーを享受することも期待できることから、上記の選択は適切であると考えております。

4. 当社の資本金及び準備金の額に関する事項についての定める相当性に関する事項

本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い、当社が別途適当に定める金額とします。かかる扱いは、法令及び当社の資本政策に鑑み、相当であると考えております。

別紙3 株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

次頁以降をご参照ください。

添付書類

事業報告

(2020年2月1日から
2021年1月31日まで)

I. 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果並びに対処すべき課題

当期におけるわが国経済は、世界規模での新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、かつてない規模での経済活動の抑制、自粛を余儀なくされ、長野県におきましても、この影響は著しく、一部に持ち直しの動きがみられるものの、厳しい状況が続きました。

百貨店業界におきましても、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、臨時休業や営業時間の短縮、大型イベントの中止が相次ぎ、営業機会の縮小や入店客数の大幅な減少に加え、インバウンド需要が激減となり、イエナカ消費や巣ごもり需要、ECの拡大などの賑わいがみられましたが、総じて売上高は前年実績を大きく下回る厳しい商況となりました。

当社は、地域唯一の百貨店として、「生活全般にお応えできるバランス良い品揃え」の追求、ファッション感度の向上、新しい「モノ」や「コト」の提案、洗練されたサービスの提供などを通じて「長野になくてはならない店」を目指し、当期の営業活動をスタートいたしました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の急激な拡大を受け、3月からの人気物産展の中止や営業時間の短縮に加え、4月20日から約1カ月にわたり食料品フロアや一部ショップを除くほぼ全売場の臨時休業を行いました。

その後、5月中旬には政府や自治体の方針をふまえつつ、長野地区における新型コロナウイルス感染症拡大の状況や感染リスク等を慎重に見極めながら、安心・安全を最優先とする徹底した感染症拡大防止策を実施のうえ、全館の営業を再開いたしました。9月より新型コロナウイルス感染症拡大以降開催を見合わせていた物産展などの大型催事も徐々に再開し、入店のお客さまが増える年末年始においても、3密を防ぐ対策を講じながらの営業を行ってまいりました。さらに、新しい生活様式に対応した販売形態を提案・実施するとともに、地元企業との連携による長野県内の特産品、お土産品や弁当惣菜の販売会を企画・開催するなど、地元の消費喚起に向けた取り組みにも力を注いでまいりました。

以上のように、コロナ禍において可能な限りの施策に取り組み、徐々に回復の兆しが見られるものの、4月からの約1カ月間の営業休止の影響が大きく、当期の売上高は、119億6千4百万円、前期比78.4%となり、営業損失は3億円、経常損失は3億1千6百万円、当期純損失は4億9千7百万円となりました。

なお、当期の連結決算につきましては、連結売上高が前期比81.1%の142億1千5百万円、連結営業損失は2億8千9百万円、連結経常損失は3億1千1百万円、親会社株主に帰属する当期純損失は5億9百万円となりました。

今後の事業を取り巻く環境につきましては、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響をはじめ、デジタル化へのシフト、競合店の増加、人口動態の変化等により、消費者意識や買い物行動が大きく変化することが予想されます。

このような状況において、当社は「既存事業の魅力・収益性の向上」と「新たな事業機会の創出」に取り組み、抜本的な構造改革を実行し、経営基盤の強化を進めてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2. 商品別売上高

区 分	売 上 高	構 成 比
衣 料 品	3,423,506 千円	28.6 %
身 廻 り 品	892,624	7.5
雑 貨	2,318,372	19.4
家 庭 用 品	461,087	3.9
食 料 品	4,384,974	36.6
食 堂 ・ 喫 茶	160,500	1.3
そ の 他	323,258	2.7
合 計	11,964,323	100.0

3. 設備投資等の状況

当期における主な設備投資は、本館空調熱源機器更新工事及び本館1階化粧品売場のリニューアル工事等であり、総額1億7千7百万円の設備投資を行いました。

4. 資金調達の状況

当期における新たな資金調達は、銀行借入金13億円であり、新型コロナウイルス感染症の影響による売上収入等の減少及び不測の事態に備える資金及び上記設備投資等に充当いたしました。

5. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

6. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

7. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

8. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

9. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 60 期	第 61 期	第 62 期	第 63 期 (当期)
	2017年2月1日から 2018年1月31日まで	2018年2月1日から 2019年1月31日まで	2019年2月1日から 2020年1月31日まで	2020年2月1日から 2021年1月31日まで
売 上 高 (千 円)	16,175,628	15,857,053	15,252,528	11,964,323
当期純利益又は当期純損失(△) (千 円)	243,148	101,609	906	△497,415
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△) (円)	25.40	106.18	0.94	△520.14
総 資 産 (千 円)	11,812,536	11,141,998	11,026,183	11,966,037
純 資 産 (千 円)	3,144,088	3,228,302	3,226,330	2,756,444

(注) 第61期の1株当たり当期純利益については、2018年8月1日付で普通株式10株を1株に併合しましたが、株式併合が期首に行われたと仮定して算出しております。

10. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

当社の親会社は、株式会社東急百貨店及び東急株式会社の2社であります。

株式会社東急百貨店は、当社の株式を子会社の所有分（間接所有）を含め544,831株（議決権比率57.7%）、東急株式会社は、当社の株式を子会社の所有（間接所有）により546,131株（議決権比率57.9%）それぞれ所有しております。

当社は、株式会社東急百貨店と商品の共同仕入を行い、同社に配送及び荷扱業務を委託しております。また、東急株式会社とは、商標使用を含め密接な関係を保っております。

(2) 親会社との間の取引に関する事項

①当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

②当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は親会社より取締役を受け入れておりますが、当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会における多面的な議論を経て決定しております。

事業運営に関しては、経営方針や事業計画は当社独自に作成しており、上場会社として独立性を確保し、経営及び事業活動に当たっております。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主要な事業内容	設 立 年 月 日
株式会社北長野ショッピングセンター	100,000千円	100.0%	物 品 販 売 業	1999年12月16日

当社の連結子会社は、上記株式会社北長野ショッピングセンター 1 社であります。

当期の連結売上高は14,215,591千円、前期比81.1%、親会社株主に帰属する当期純損失は509,125千円であります。

11. 主要な事業内容
百貨店業

12. 主要な事業所
長野県長野市南千歳一丁目 1 番地 1

13. 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	115 名	1 名減	48.6 歳	20.0 年
女 性	151	1 名増	40.5	16.6
合計又は平均	266	—	44.0	18.1

(注) 上記のほか、パートタイマー86名（8時間換算による年間平均）を雇用しております。

14. 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,300,440 千円
株 式 会 社 八 十 二 銀 行	1,050,208
株 式 会 社 長 野 銀 行	908,816
長 野 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会	665,336
長 野 県 信 用 組 合	170,000

Ⅱ．会社の株式に関する事項

- 1．発行済株式総数
- 964, 521株（自己株式8, 302株を含む。）
- 2．株 主 数
- 1, 327名
- 3．大 株 主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 東 急 百 貨 店	538, 131 株	56. 28 %
ホ ク ト 株 式 会 社	29, 020	3. 03
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	25, 000	2. 61
株 式 会 社 長 野 銀 行	24, 000	2. 51
株 式 会 社 八 十 二 銀 行	24, 000	2. 51
信 越 放 送 株 式 会 社	22, 800	2. 38
信 濃 毎 日 新 聞 株 式 会 社	12, 168	1. 27
鹿 島 商 事 株 式 会 社	10, 700	1. 12
長 野 県 信 用 組 合	10, 200	1. 07
陽 光 ビ ル M E 株 式 会 社	9, 000	0. 94

（注） 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式8, 302株を除く。）の総数に対する割合であります。

- 4．その他株式に関する重要な事項
- 該当事項はありません。

Ⅲ．会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
※取締役社長	平 石 直 哉	
常 務 取 締 役	小 泉 忠 行	業務本部長 株式会社北長野ショッピングセンター代表取締役社長
常 務 取 締 役	小 林 基 司	営業本部長
取 締 役	島 田 芳 雄	内部統制・コンプライアンス所管
取 締 役	大 石 次 則	株式会社東急百貨店取締役社長執行役員
取 締 役	雨 宮 主	株式会社東急百貨店取締役副社長執行役員
取 締 役	山 川 貴 史	東急株式会社リテール事業部長 株式会社東急百貨店取締役
取締役(常勤監査等委員)	窪 田 俊 治	
取締役(監査等委員)	北 村 正 博	株式会社システックス代表取締役 長野商工会議所会頭
取締役(監査等委員)	鷲 澤 幸 一	炭平コーポレーション株式会社代表取締役社長

- (注) 1. ※は代表権を有する取締役であります。
2. 取締役北村正博、鷲澤幸一の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の定める独立役員であります。
3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等からの情報収集、重要な社内会議への出席並びに内部監査担当部署との連携を密に図ることにより監査・監督機能の実効性を高めるため、常勤の監査等委員を選定しております。
4. 2020年4月15日開催の第62期定時株主総会において、平石直哉、小泉忠行、大石次則の各氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
5. 2020年4月15日開催の第62期定時株主総会終結の時をもって、小笠原弘、根岸健一、二橋千裕の各氏は取締役を任期満了により退任いたしました。
6. 2020年4月15日開催の取締役会において、取締役平石直哉氏は取締役社長(代表取締役)に、取締役小泉忠行、小林基司の両氏は常務取締役にそれぞれ就任いたしました。
7. 2020年4月14日をもって、取締役根岸健一氏は、株式会社北長野ショッピングセンターの代表取締役社長を任期満了により退任いたしました。
8. 2020年4月14日付で、取締役小泉忠行氏は、株式会社北長野ショッピングセンターの代表取締役社長に就任いたしました。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役北村正博氏並びに鷲澤幸一氏との間で責任限定契約を締結しており、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

3. 取締役の報酬等の額

当事業年度に係る取締役の報酬等の総額及び員数

区 分	人 数	報酬等の額
取 締 役（監査等委員を除く）	6 名	39,351 千円
取 締 役（監査等委員）	3	12,143
合 計	9	51,494

- （注） 1. 報酬等の額には使用人兼務役員1名の使用人給与相当額（賞与を含む。）1,812千円は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等の額は、2016年4月20日開催の第58期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は年額1億2,000万円以内、監査等委員である取締役は年額2,200万円以内と決議いただいております。

4. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の重要な兼職の状況等

区 分	氏 名	兼 職 先	兼職内容	当該兼職先との関係
取 締 役 （監査等委員）	北 村 正 博	株式会社システックス	代表取締役	当社と当該他の法人等の関係 で記載すべき当該事項はありません。
		長野商工会議所	会 頭	
	鷲 澤 幸 一	炭平コーポレーション株式会社	代表取締役 社 長	当社と当該他の法人等の関係 で記載すべき当該事項はありません。

(2) 社外役員の当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出 席 及 び 発 言 の 状 況
取 締 役 (監査等委員)	北 村 正 博	当事業年度開催の取締役会 8 回、監査等委員会 5 回の全てにそれぞれ出席し、会社の経営者としての見地から、取締役会の意思決定について適切な助言を行っております。
	鷺 澤 幸 一	当事業年度開催の取締役会 8 回、監査等委員会 5 回の全てにそれぞれ出席し、会社の経営者としての見地から、取締役会の意思決定について適切な助言を行っております。

(3) 社外役員の報酬等の総額

人 数	報酬等の総額	親会社又は当該親会社の子会社からの役員報酬等
2 名	2,350 千円	— 千円

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

きさらぎ監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

- | | |
|-----------------------------------|----------|
| (1) 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 18,000千円 |
| (2) 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 18,000千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

3. 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の報酬等につき、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると判断した場合は、会計監査人を解任いたします。

上記のほか、会計監査人の監査活動の適切性、妥当性を考慮し、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定いたします。

VI. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制につきましては、次のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 社長を委員長とし、取締役その他必要な人員を構成員とするコンプライアンス委員会を定期的に開催し、「コンプライアンスマニュアル」の制定・改正に関する事項、内部監査や改善措置等に関する事項及び各大部門におけるコンプライアンスの実践状況等に関する事項等を協議、決定する。また、コンプライアンス担当部署をコンプライアンス委員会の事務局とする。
- (2) 各大部門に「コンプライアンス責任担当者」と「コンプライアンス担当者」を配置し、コンプライアンス活動を推進する。
- (3) 取締役、管理職、一般社員等に対し、必要な研修や周知を定期的を実施する。また、関連する法規の制定・改正時や当社及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、速やかに必要な研修を実施する。
- (4) 「コンプライアンス相談窓口」の運用規程に則り、その適切な運用にあたりとともに、東急百貨店グループコンプライアンス相談窓口及び東急株式会社ヘルプラインも含め、使用人にその周知徹底を図る。
- (5) 内部監査担当部署により、監査計画に基づき内部監査を実施するとともに、内部監査の結果を経営層に報告する。
- (6) 反社会的勢力及び団体とは取引や利益供与はもちろん、一切の関係を拒絶する。また、弁護士、警察当局等外部機関との連携を強化し、反社会的勢力排除のための活動を推進する。
- (7) 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を適切に整備・運用する。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 1. に規定するコンプライアンス委員会において、リスク管理項目等の設定、各大部門におけるリスク管理の実践状況等に関する事項及び事件、事故等の緊急事態発生時の対応に関する事項等を協議、決定する。
- (2) 設定されたリスク管理項目についての責任の所在を明確にするため、「リスク管理担当部門」を定める。

(3) 大規模な事故、災害等が発生又は発生する恐れが生じた場合は、社長を対策本部長とし、必要な人員で組織する「危機対策本部」を設置するとともに、危機対応のための組織、規程を整備し、使用人にその周知徹底を図る。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書その他情報の保存及び管理に関する社内規程等を適切に維持管理するとともに、法令及び社内規程等に基づいて適切な保存及び管理を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の効率性を確保するため、取締役会において取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務分担を決議する。また、合理的な経営方針の策定や全社的なプロジェクトなどの重要事項について検討、決定するため、経営会議等を有効的に活用する。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社において、社長を委員長とし、取締役、監査役その他必要な人員を構成員とするコンプライアンス委員会を定期的開催するとともに、「コンプライアンス責任担当者」と「コンプライアンス担当者」を配置し、コンプライアンス活動を推進する。

子会社において、「ながの東急百貨店行動規範」を受けた「行動規範」、「コンプライアンスマニュアル」を策定し、定期的な研修等により、使用人に周知徹底を図る。

当社の「コンプライアンス相談窓口」、東急百貨店グループコンプライアンス相談窓口及び東急株式会社ヘルプラインを子会社の相談窓口とすることとし、子会社使用人にその周知徹底を図る。

子会社独自の業務の適正化のための体制の整備について、定期的なモニタリングを実施するとともに、必要な助言、支援を行う。

(2) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

子会社管理規程に基づいて、子会社から当社へ必要な報告を行わせるとともに、子会社の重要業務の執行等について当社の取締役会、経営会議において審議・報告する。

(3) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社管理規程に基づいて、当社は子会社に対しリスクの把握、評価、対応を行わせるとともに、子会社役職員も1.に規定するコンプライアンス委員会の構成員としリスク管理活動を一体的に推進する。

(4) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の取締役の職務の効率性を確保するため、子会社の取締役会において取締役の業務分担を決議する。また、合理的な経営方針の策定や意思決定の迅速化を図るため、子会社取締役を当社経営会議の構成員とする。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべく、「監査等委員会事務局」を設置し、使用人を配置する。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の独立性に関する事項

監査等委員会事務局の使用人については、監査等委員会の指示に基づき職務を行い、その人事考課及び人事異動については、監査等委員会と事前に協議することとする。

8. 監査等委員会への報告に関する体制

(1) 重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議その他の重要な社内会議への監査等委員の出席の機会を確保するとともに、当社及び子会社の役職員からの監査等委員会への適切な報告を実施する。

(2) 当社及び子会社の役職員は、当社及び子会社の重要リスク等に関し、監査等委員会に報告し、リスク管理の状況について監査等委員会と協議する。また、内部監査担当部署は当社及び子会社の内部監査に関し、その監査結果の報告等を定期的に行い、監査等委員会との緊密な連携を保つこととする。

(3) 当該報告を行った当社及び子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いをしない。

9. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用等の処理に係る方針

監査等委員がその職務を執行するうえで必要な費用については、監査等委員会と協議のうえ毎年度予算措置を行い、その費用の前払い等が必要な場合には、監査等委員の請求により担当部署において速やかに対応する。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 東急グループ各社の監査役と監査方針、監査方法などの協議及び情報交換を行うため、東急株式会社が主催する「東急グループ常勤監査役会議」及び「連結会社常勤監査役連絡会」へ監査等委員が出席するにあたり、情報提供などの協力を行う。
- (2) 監査等委員会及び会計監査人と会計監査実施状況等の監査に関する情報の交換を定期的に行うこととする。

VII. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. 内部統制システム全般

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社のコンプライアンス担当部署がモニタリングし、改善を進めております。

2. コンプライアンス

当社は、当社及び子会社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

また、当社はコンプライアンス相談窓口運用規程により相談・通報体制を設けており、子会社にも開放することでコンプライアンス体制の実効性向上に努めております。

3. リスク管理体制

コンプライアンスマニュアルでリスク管理項目と担当部門を設定し、コンプライアンス委員会において、当該リスクの管理状況の確認と情報共有を行っております。

4. 内部監査

コンプライアンス担当部署が作成した内部監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施しております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年1月31日現在)

(単位 千円)

| 科 目       | 金 額        | 科 目          | 金 額        |
|-----------|------------|--------------|------------|
| 〔資産の部〕    | 11,966,037 | 〔負債の部〕       | 9,209,593  |
| 流動資産      | 3,246,571  | 流動負債         | 7,883,681  |
| 現金及び預金    | 1,705,886  | 買掛金          | 836,872    |
| 売掛金       | 588,108    | 短期借入金        | 4,204,800  |
| 商品        | 720,376    | リース債務        | 101,816    |
| 貯蔵品       | 15,293     | 未払金          | 204,057    |
| 前払費用      | 28,899     | 未払費用         | 559,149    |
| その他の貸倒引当金 | 188,093    | 未払法人税等       | 20,646     |
|           | △87        | 商品券受金        | 474,181    |
|           |            | 前受金          | 39,011     |
|           |            | 預り金          | 1,010,663  |
|           |            | 賞与引当金        | 16,050     |
|           |            | 商品券回収損引当金    | 367,316    |
|           |            | ポイント引当金      | 49,115     |
| 固定資産      | 8,719,465  | 固定負債         | 1,325,911  |
| 有形固定資産    | 7,693,207  | リース債務        | 219,618    |
| 建物        | 2,884,387  | 再評価に係る繰延税金負債 | 342,695    |
| 構築物       | 21,520     | 退職給付引当金      | 581,837    |
| 土地        | 4,642,885  | 資産除去債務       | 27,774     |
| リース資産     | 85,335     | 長期預り保証金      | 153,985    |
| 建設仮勘定     | 7,714      |              |            |
| その他の固定資産  | 51,363     |              |            |
| 無形固定資産    | 407,714    | 〔純資産の部〕      | 2,756,444  |
| ソフトウェア    | 96,451     | 株主資本         | 1,974,838  |
| リース資産     | 205,619    | 資本金          | 2,368,299  |
| ソフトウェア仮勘定 | 99,176     | 資本剰余金        | 22,957     |
| その他の固定資産  | 6,467      | 資本準備金        | 22,957     |
| 投資その他の資産  | 618,544    | 利益剰余金        | △394,899   |
| 投資有価証券    | 63,266     | その他利益剰余金     | △394,899   |
| 関係会社株式    | 400,000    | 繰越利益剰余金      | △394,899   |
| 長期前払費用    | 7,333      | 自己株式         | △21,519    |
| 繰延税金資産    | 13,781     |              |            |
| 敷金及び保証金   | 153,372    | 評価・換算差額等     | 781,605    |
| その他の貸倒引当金 | 63,518     | その他有価証券評価差額金 | 707        |
| 投資損失引当金   | △53,210    | 土地再評価差額金     | 780,897    |
| 貸倒引当金     | △29,518    |              |            |
| 資産合計      | 11,966,037 | 負債及び純資産合計    | 11,966,037 |

損 益 計 算 書

(2020年2月1日から  
2021年1月31日まで)

(単位 千円)

| 科 目          | 金 額    |            |
|--------------|--------|------------|
| 売上高          |        | 11,964,323 |
| 売上原価         |        | 9,345,266  |
| 売上総利益        |        | 2,619,056  |
| その他の営業収入     |        | 286,845    |
| 営業総利益        |        | 2,905,901  |
| 販売費及び一般管理費   |        | 3,206,435  |
| 営業損失         |        | 300,533    |
| 営業外収益        |        |            |
| 受取利息及び配当金    | 3,360  |            |
| その他の         | 9,734  | 13,094     |
| 営業外費用        |        |            |
| 支払利息         | 19,529 |            |
| その他の         | 10,021 | 29,550     |
| 経常損失         |        | 316,989    |
| 特別利益         |        |            |
| 固定資産受贈益      | 1,605  |            |
| 雇用調整助成金      | 43,067 |            |
| 工事負担金等受入額    | 10,000 | 54,673     |
| 特別損失         |        |            |
| 固定資産除却損      | 32,608 |            |
| 投資有価証券評価損    | 41,199 |            |
| 臨時休業等損失      | 89,393 |            |
| その他の         | 2,778  | 165,979    |
| 税引前当期純損失     |        | 428,295    |
| 法人税、住民税及び事業税 |        | 3,569      |
| 法人税等調整額      |        | 65,550     |
| 当期純損失        |        | 497,415    |

株主資本等変動計算書

(2020年2月1日から  
2021年1月31日まで)

(単位 千円)

|                               | 株 主 資 本   |           |              |                           |              |
|-------------------------------|-----------|-----------|--------------|---------------------------|--------------|
|                               | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |              | 利 益 剰 余 金                 |              |
|                               |           | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 | その他利益剰余金<br>繰越利益<br>剰 余 金 | 利益剰余金<br>合 計 |
| 当 期 首 残 高                     | 2,368,299 | 22,957    | 22,957       | 102,515                   | 102,515      |
| 当 期 変 動 額                     |           |           |              |                           |              |
| 当期純損失(△)                      |           |           |              | △497,415                  | △497,415     |
| 自己株式の取得                       |           |           |              |                           |              |
| 株主資本以外の項目の当期<br>変 動 額 ( 純 額 ) |           |           |              |                           |              |
| 当期変動額合計                       | —         | —         | —            | △497,415                  | △497,415     |
| 当 期 末 残 高                     | 2,368,299 | 22,957    | 22,957       | △394,899                  | △394,899     |

|                               | 株 主 資 本 |           | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |              |                | 純資産合計     |
|-------------------------------|---------|-----------|------------------|--------------|----------------|-----------|
|                               | 自己株式    | 株主資本合計    | その他有価証券評価<br>差額金 | 土地再評価<br>差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |           |
| 当 期 首 残 高                     | △21,354 | 2,472,419 | △26,985          | 780,897      | 753,911        | 3,226,330 |
| 当 期 変 動 額                     |         |           |                  |              |                |           |
| 当期純損失(△)                      |         | △497,415  |                  |              |                | △497,415  |
| 自己株式の取得                       | △165    | △165      |                  |              |                | △165      |
| 株主資本以外の項目の当期<br>変 動 額 ( 純 額 ) |         |           | 27,693           |              | 27,693         | 27,693    |
| 当期変動額合計                       | △165    | △497,580  | 27,693           | —            | 27,693         | △469,886  |
| 当 期 末 残 高                     | △21,519 | 1,974,838 | 707              | 780,897      | 781,605        | 2,756,444 |

個別注記表

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 重要な会計方針に係る事項
- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- ① 子会社株式及び関連会社株式 ー 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
- a 時価のあるもの ー 決算期末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)
- b 時価のないもの ー 移動平均法による原価法
- (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
- ① 商品 ー 売価還元法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
- ② 貯蔵品 ー 先入先出法による原価法
- (3) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産 (リース資産を除く)
- a 建物及び構築物 ー 定額法
- b その他 ー 定率法
- ② 無形固定資産 (リース資産を除く) ー 定額法  
ただし、ソフトウェア (自社利用分) については、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 ー 定額法  
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。
- (4) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 ー 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。
- ② 投資損失引当金 ー 子会社への投資に対する損失に備えるため、子会社株式について当該子会社の財政状態を勘案して、必要額を計上しております。
- ③ 賞与引当金 ー 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ④ 商品券回収損引当金 ー 商品券等が負債計上中止後に回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。
- ⑤ ポイント引当金 ー 顧客に付与されたポイントの使用による費用発生に備えるため、将来使用見込額を計上しております。

- ⑥ 退職給付引当金－従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

- ・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

- ・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により、それぞれ発生 of 翌事業年度より費用処理しております。

未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なっております。

- (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

### 3. 追加情報

（新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り）

新型コロナウイルス感染症の今後の影響について、合理的に予測することは困難な状況にありますが、当事業年度の計算書類作成時において入手可能な情報等を踏まえ、当該影響が当面の間続くなどの仮定を置き、当事業年度の繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産

借入金に対する担保

担保に供している資産

|   |   |             |
|---|---|-------------|
| 建 | 物 | 2,875,570千円 |
| 土 | 地 | 4,231,911千円 |
| 計 |   | 7,107,482千円 |

担保に係る債務

|       |             |
|-------|-------------|
| 短期借入金 | 4,034,800千円 |
|-------|-------------|

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 9,949,926千円

(3) 保証債務

次の銀行借入金に対し、保証を行っております。

|                   |             |
|-------------------|-------------|
| 当社従業員             | 10,024千円    |
| 株式会社北長野ショッピングセンター | 1,600,000千円 |
| 計                 | 1,610,024千円 |

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

|        |          |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 5,875千円  |
| 長期金銭債権 | 17,628千円 |
| 短期金銭債務 | 3,087千円  |

(5) 事業用土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。

再評価の方法は、土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税計算のために公表された価額に合理的な調整を行う方法としております。

再評価差額のうち税効果相当額を負債の部の固定負債に「再評価に係る繰延税金負債」として、その他の金額を純資産の部に「土地再評価差額金」として計上しております。

|                                              |              |
|----------------------------------------------|--------------|
| 再評価を行った年月日                                   | 2001年1月31日   |
| 再評価を行った土地の当事業年度末における<br>時価と再評価及び減損後の帳簿価額との差額 | △1,048,199千円 |

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

その他の営業収入 34,711千円

販売費及び一般管理費 12,855千円

営業取引以外の取引高 3,642千円



6. 株主資本等変動計算書に関する注記  
当事業年度末における自己株式の種類及び株式数  
普通株式 8,302株

7. 税効果会計に関する注記  
繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                       |              |
|-----------------------|--------------|
| 繰延税金資産                |              |
| 貸倒引当金                 | 9,029千円      |
| 賞与引当金                 | 4,895千円      |
| 商品券回収損引当金             | 112,031千円    |
| ポイント引当金               | 14,980千円     |
| 退職給付引当金               | 177,460千円    |
| 投資損失引当金               | 16,229千円     |
| 減損損失                  | 1,297,612千円  |
| 資産除去債務                | 8,471千円      |
| 投資有価証券評価損             | 18,141千円     |
| 繰越欠損金                 | 154,985千円    |
| その他                   | 25,487千円     |
| 繰延税金資産小計              | 1,839,323千円  |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額    | △154,985千円   |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △1,668,940千円 |
| 評価性引当額小計              | △1,823,926千円 |
| 繰延税金資産合計              | 15,397千円     |
| 繰延税金負債                |              |
| 資産除去債務計上に伴う固定資産計上額    | △1,615千円     |
| 繰延税金負債合計              | △1,615千円     |
| 繰延税金資産の純額             | 13,781千円     |
| 再評価に係る繰延税金負債          | 342,695千円    |

8. 関連当事者との取引に関する注記  
子会社及び関連会社等

| 種 類 | 会社等の名称                        | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合<br>(%) | 関連当事者<br>との関係                    | 取引の内容                 | 取引金額<br>(千円) | 科 目         | 期末残高<br>(千円) |
|-----|-------------------------------|----------------------------|----------------------------------|-----------------------|--------------|-------------|--------------|
| 子会社 | 株式会社北<br>長野ショッ<br>ピングセン<br>ター | 所有<br>直接 100.0             | ・役員の兼任<br>(4名)<br>・債務保証<br>・業務受託 | 銀行借入金<br>に対する<br>債務保証 | 1,600,000    | —           | —            |
|     |                               |                            |                                  | 債務保証料                 | 802          | その他<br>流動資産 | 403          |

取引条件及び取引条件の決定方針等  
子会社の銀行借入金に対して債務保証を行っており、年率0.05%の保証料を受領しております。

|                   |           |
|-------------------|-----------|
| 9. 1株当たり情報に関する注記  |           |
| (1) 1株当たり純資産額     | 2,882円64銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失    | 520円14銭   |
| 10. 重要な後発事象に関する注記 |           |
| 該当事項はありません。       |           |

連結貸借対照表

(2021年1月31日現在)

(単位 千円)

| 科 目       | 金 額        | 科 目          | 金 額        |
|-----------|------------|--------------|------------|
| 〔資産の部〕    | 13,922,822 | 〔負債の部〕       | 11,208,788 |
| 流動資産      | 3,568,968  | 流動負債         | 9,738,748  |
| 現金及び預金    | 1,869,155  | 支払手形及び買掛金    | 1,005,439  |
| 受取手形及び売掛金 | 653,359    | 短期借入金        | 5,804,800  |
| 商品        | 789,459    | リース債務        | 101,816    |
| 原材料及び貯蔵品  | 18,902     | 未払法人税等       | 21,263     |
| その他       | 238,178    | 商品券          | 474,181    |
| 貸倒引当金     | △87        | 賞与引当金        | 16,673     |
|           |            | 商品券回収損引当金    | 376,208    |
|           |            | ポイント引当金      | 49,115     |
|           |            | その他          | 1,889,251  |
| 固定資産      | 10,353,854 | 固定負債         | 1,470,039  |
| 有形固定資産    | 9,637,693  | リース債務        | 219,618    |
| 建物及び構築物   | 3,741,576  | 再評価に係る繰延税金負債 | 342,695    |
| 土地        | 5,745,363  | 退職給付に係る負債    | 664,421    |
| リース資産     | 85,335     | 資産除去債務       | 27,774     |
| 建設仮勘定     | 7,714      | 長期預り保証金      | 215,529    |
| その他       | 57,703     |              |            |
| 無形固定資産    | 410,366    |              |            |
| ソフトウェア    | 96,788     |              |            |
| リース資産     | 205,619    | 〔純資産の部〕      | 2,714,034  |
| ソフトウェア仮勘定 | 99,176     | 株主資本         | 1,935,008  |
| その他       | 8,783      | 資本金          | 2,368,299  |
| 投資その他の資産  | 305,794    | 資本剰余金        | 22,957     |
| 投資有価証券    | 63,277     | 利益剰余金        | △434,729   |
| 繰延税金資産    | 46,507     | 自己株式         | △21,519    |
| 敷金及び保証金   | 153,802    | その他の包括利益累計額  | 779,025    |
| その他       | 71,725     | その他有価証券評価差額金 | 707        |
| 貸倒引当金     | △29,518    | 土地再評価差額金     | 780,897    |
|           |            | 退職給付に係る調整累計額 | △2,579     |
| 資産合計      | 13,922,822 | 負債及び純資産合計    | 13,922,822 |

連結損益計算書

(2020年2月1日から  
2021年1月31日まで)

(単位 千円)

| 科 目             | 金 額    |            |
|-----------------|--------|------------|
| 売上高             |        | 14,215,591 |
| 売上原価            |        | 11,225,152 |
| 売上総利益           |        | 2,990,439  |
| その他の営業収入        |        | 364,442    |
| 営業総利益           |        | 3,354,881  |
| 販売費及び一般管理費      |        | 3,643,902  |
| 営業損失            |        | 289,020    |
| 営業外収益           |        |            |
| 受取利息及び配当金       | 2,559  |            |
| その他の            | 10,352 | 12,912     |
| 営業外費用           |        |            |
| 支払利息            | 24,921 |            |
| その他の            | 10,277 | 35,198     |
| 経常損失            |        | 311,307    |
| 特別利益            |        |            |
| 固定資産受贈益         | 1,605  |            |
| 雇用調整助成金         | 43,067 |            |
| 工事負担金等受入額       | 10,000 | 54,673     |
| 特別損失            |        |            |
| 固定資産除却損         | 40,278 |            |
| 投資有価証券評価損       | 41,199 |            |
| 臨時休業等損失         | 94,201 |            |
| その他の            | 2,778  | 178,458    |
| 税金等調整前当期純損失     |        | 435,091    |
| 法人税、住民税及び事業税    |        | 4,185      |
| 法人税等調整額         |        | 69,847     |
| 当期純損失           |        | 509,125    |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |        | —          |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 |        | 509,125    |

## 連結株主資本等変動計算書

(2020年2月1日から  
2021年1月31日まで)

(単位 千円)

|                         | 株 主 資 本   |        |          |         |           |
|-------------------------|-----------|--------|----------|---------|-----------|
|                         | 資 本 金     | 資本剰余金  | 利益剰余金    | 自 己 株 式 | 株主資本合計    |
| 当 期 首 残 高               | 2,368,299 | 22,957 | 74,395   | △21,354 | 2,444,298 |
| 当 期 変 動 額               |           |        |          |         |           |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純損失(△)  |           |        | △509,125 |         | △509,125  |
| 自己株式の取得                 |           |        |          | △165    | △165      |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |           |        |          |         |           |
| 当期変動額合計                 | —         | —      | △509,125 | △165    | △509,290  |
| 当 期 末 残 高               | 2,368,299 | 22,957 | △434,729 | △21,519 | 1,935,008 |

|                         | その他の包括利益累計額      |          |              |                   | 純資産合計     |
|-------------------------|------------------|----------|--------------|-------------------|-----------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 土地再評価差額金 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益<br>累計額合計 |           |
| 当 期 首 残 高               | △26,985          | 780,897  | △12,443      | 741,468           | 3,185,766 |
| 当 期 変 動 額               |                  |          |              |                   |           |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純損失(△)  |                  |          |              |                   | △509,125  |
| 自己株式の取得                 |                  |          |              |                   | △165      |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | 27,693           |          | 9,864        | 37,557            | 37,557    |
| 当期変動額合計                 | 27,693           | —        | 9,864        | 37,557            | △471,732  |
| 当 期 末 残 高               | 707              | 780,897  | △2,579       | 779,025           | 2,714,034 |

連結注記表

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- (1) 連結の範囲に関する事項
- 連結子会社の数－1社
- 会 社 の 名 称－株式会社北長野ショッピングセンター
- 非連結子会社はありません。
- (2) 持分法の適用に関する事項
- 該当事項はありません。
- (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項
- 連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。
- (4) 会計方針に関する事項
- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
- その他有価証券
- イ 時価のあるもの－決算期末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)
- ロ 時価のないもの－移動平均法による原価法
- ② たな卸資産の評価基準及び評価方法
- a 商 品－売価還元法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
- b 原材料及び貯蔵品－先入先出法による原価法
- ③ 固定資産の減価償却の方法
- a 有 形 固 定 資 産 (リース資産を除く)
- イ 建物及び構築物－定額法
- ロ そ の 他－定率法
- b 無 形 固 定 資 産 (リース資産を除く)
- 一定額法
- ただし、ソフトウェア (自社利用分) については、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。
- c リー ス 資 産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
- 一定額法
- リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。
- ④ 引当金の計上基準
- 貸 倒 引 当 金－債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。
- 賞 与 引 当 金－従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

商品券回収損引当金－商品券等が負債計上中止後に回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。

ポイント引当金－顧客に付与されたポイントの使用による費用発生に備えるため、将来使用見込額を計上しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により、それぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

３．追加情報

（新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り）

新型コロナウイルス感染症の今後の影響について、合理的に予測することは困難な状況にありますが、当連結会計年度の連結計算書類作成時において入手可能な情報等を踏まえ、当該影響が当面の間続くなどの仮定を置き、当連結会計年度の繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産

借入金に対する担保

担保に供している資産

建物及び構築物 2,875,570千円

土地 4,231,911千円

計 7,107,482千円

担保に係る債務

短期借入金 4,034,800千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 11,162,356千円

(3) 保証債務

次の銀行借入金に対し、保証を行っております。

当社従業員 10,024千円

(4) 事業用土地の再評価

当社においては、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。

再評価の方法は、土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税計算のために公表された価額に合理的な調整を行う方法としております。

再評価差額のうち税効果相当額を負債の部の固定負債に「再評価に係る繰延税金負債」として、その他の金額を純資産の部に「土地再評価差額金」として計上しております。

再評価を行った年月日 2001年1月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における  
時価と再評価及び減損後の帳簿価額との差額 △1,048,199千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 964,521株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。



## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に基づき、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は短期的な預金等で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金の支払期日は、一年以内であります。借入金、ファイナンス・リース取引によるリース債務は、設備投資資金及び運転資金の調達を目的にしたものであります。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### a 信用リスク（取引先の契約不履行等によるリスク）の管理

当社グループは、売掛債権管理規程に従い、取引先ごとの期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### b 市場リスク（株価や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、担当部門が借入金に係る支払金利の変動リスクにつき市場金利の動向を継続的に把握することにより、その抑制に努めております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直ししております。

##### c 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部門からの報告に基づき、担当部門が適時に資金計画を作成・更新するとともに、主要取引銀行と当座貸越契約を締結することにより十分な手元流動性を確保しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項  
2021年1月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません（(注2) 参照）。

|               | 連結貸借対照表<br>計上額（千円） | 時価（千円）    | 差額（千円） |
|---------------|--------------------|-----------|--------|
| (1) 現金及び預金    | 1,869,155          | 1,869,155 | —      |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 653,359            | 653,359   | —      |
| 貸倒引当金（＊1）     | △87                | △87       | —      |
|               | 653,272            | 653,272   | —      |
| (3) 投資有価証券    | 51,793             | 51,793    | —      |
| (4) 敷金及び保証金   | 153,802            | 153,353   | △448   |
| 資産計           | 2,728,024          | 2,727,575 | △448   |
| (1) 支払手形及び買掛金 | 1,005,439          | 1,005,439 | —      |
| (2) 短期借入金（＊2） | 5,470,000          | 5,470,000 | —      |
| (3) 長期借入金（＊3） | 334,800            | 334,705   | △94    |
| (4) リース債務（＊3） | 321,434            | 321,993   | 558    |
| 負債計           | 7,131,674          | 7,132,138 | 464    |

（＊1） 売掛金に対する貸倒引当金を控除しております。  
（＊2） 長期借入金の1年内返済予定額を含めておりません。  
（＊3） 1年内返済予定額を含めております。  
(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項  
資 産  
(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金  
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。  
(3) 投資有価証券  
これらはすべて時価のある株式であり、時価は取引所の価格によっております。  
(4) 敷金及び保証金  
これらの時価については、返還時期を見積もったうえ、将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

- 負 債
- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金  
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 長期借入金  
長期借入金の変動金利によるものについては、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。また固定金利によるものについては、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (4) リース債務  
元利金の合計額を新規に同様のリース契約を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区 分         | 連結貸借対照表計上額（千円） |
|-------------|----------------|
| 非上場株式（※1）   | 11,483         |
| 長期預り保証金（※2） | 215,529        |

- （※1） 市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(3) 投資有価証券」には含めておりません。
- （※2） 返済期間が確定していないものであり、残存期間を特定できず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

7. 賃貸等不動産に関する注記
- (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項  
当社は、長野県長野市及びその他の地域において、賃貸用の土地及び遊休不動産（土地を含む）を有しております。
- (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

| 連結貸借対照表計上額（千円） | 連結決算日における時価（千円） |
|----------------|-----------------|
| 413,137        | 275,981         |

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
- 2 当期末の時価は、主として固定資産税評価額に基づき算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

8. 1株当たり情報に関する注記
- (1) 1株当たり純資産額 2,838円29銭
- (2) 1株当たり当期純損失 532円38銭

9. 重要な後発事象に関する注記
- 該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書 謄本

|                                                                                                                                                                                                           |       |            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|------------|
| 独立監査人の監査報告書                                                                                                                                                                                               |       | 2021年3月15日 |
| 株式会社 ながの東急百貨店                                                                                                                                                                                             |       |            |
| 取締役会 御中                                                                                                                                                                                                   |       |            |
| きさらぎ監査法人                                                                                                                                                                                                  |       |            |
| 東京都千代田区                                                                                                                                                                                                   |       |            |
| 指 定 社 員<br>業務執行社員                                                                                                                                                                                         | 公認会計士 | 佐 藤 好 生 ⑩  |
| 指 定 社 員<br>業務執行社員                                                                                                                                                                                         | 公認会計士 | 藤 井 元 裕 ⑩  |
| 監査意見                                                                                                                                                                                                      |       |            |
| 当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ながの東急百貨店の2020年2月1日から2021年1月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。                                                    |       |            |
| 当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。                                                                                                     |       |            |
| 監査意見の根拠                                                                                                                                                                                                   |       |            |
| 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。 |       |            |
| 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任                                                                                                                                                                                   |       |            |
| 経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。                                                                 |       |            |
| 計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。                                                                         |       |            |
| 監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。                                                                                                                                                        |       |            |

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年3月15日

株式会社 ながの東急百貨店  
取締役会 御中

きさらぎ監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 佐 藤 好 生 ⑩  
業務執行社員  
指 定 社 員 公認会計士 藤 井 元 裕 ⑩  
業務執行社員

監査意見  
当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ながの東急百貨店の2020年2月1日から2021年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。  
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ながの東急百貨店及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠  
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任  
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。  
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。  
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年2月1日から2021年1月31日までの第63期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人きさらぎ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人きさらぎ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年3月16日

株式会社 ながの東急百貨店 監査等委員会

常勤監査等委員 窪 田 俊 治 ㊟

監 査 等 委 員 北 村 正 博 ㊟

監 査 等 委 員 鷺 澤 幸 一 ㊟

(注) 監査等委員北村正博及び鷺澤幸一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上